

会議録（１）

会議の名称	飯能市入札監視委員会
開催日時	令和４年８月１９日（金） 開会 午後１時３０分 閉会 午後４時３０分
開催場所	飯能市役所２階 入札室
議長氏名	入札監視委員会委員長 尾崎晴男
出席委員	尾崎 晴男（委員長） 菊田 秀雄 大松 寛
欠席委員	なし
説明者の職氏名	建築課 斉藤課長 寺本主幹 松本主任 道路公園課 白須課長 中里主査 教育総務課 大坂課長 清水主幹 資源循環推進課 西野課長 真野主幹 山中主任 水道工務課 本橋課長 橋本主幹 佐野主査 濱中主任 資産経営課 平沼主査 下水道課 高橋主幹 射矢主査 農業振興課 大久保課長 加藤主幹
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	企画総務部長 大野 悟 契約検査課長 高山 和明 契約検査課主幹 長谷部 雅

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

(1) 令和３年７月から令和４年６月までの入札・契約手続等運用状況について（報告）

(2) 抽出案件の審議（１０件）

- ・審議の結果、おおむね適切であると判断された。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
契約検査課長	開会を宣する。 市長から委嘱状が交付される。 委員長に尾崎委員が、委員長代理に菊田委員が選出される。
契約検査課長	これより、次第の5定例会議をお願いしたいと存じますが、飯能市入札監視委員会条例第6条第1項の規定により、委員長が会議の議長となると規定されておりますので、尾崎委員長をお願いしたいと思います。
委員長	それでは定例会議に入ります。初めに令和3年7月から令和4年6月までの入札・契約手続等の運用状況について、事務局から報告をお願いします。
契約検査課長	（資料に基づき報告） ・様式第1号 発注工事総括表 ・様式第2号 入札方式別発注工事一覧表 ・様式第3号 指名停止の運用状況 報告は以上です。
委員長	ただ今の報告に対して質問等ございますか。
委員	昨年下半期で随意契約が29件もあります。工事全体の件数が多いので随意契約の件数が増えるのもやむを得ないと思いますが、随意契約の状況について伺います。
契約検査課長	契約検査課では、安易な随意契約は認めていません。どの案件も、施工箇所が重なるもの、修繕に特殊な技術が必要なものといったように随意契約の理由が合理的に説明できる工事とな

	ります。随意契約で発注する際は、決裁書に理由書を添付し、後に説明責任を果たせるよう処理をしています。
委員	本体工事と主従関係になっている附帯工事が多いようですが、入札時に全体のボリュームが見えづらいのではないかと思います。事業者の側から見ても透明性という点で疑問があるのではないかと思います。
契約検査課長	本体工事の発注時に出来る限り附帯工事の内容を周知してまいります。
委員長	最近の物価高騰の中で他市では不調不落が多くなっていると聞いています。そういった理由で随意契約が増えているということもありますか。
契約検査課長	本市では、いまのところ物価高騰を理由に不調不落が増えているといったことはありません。
委員長	その他意見がないようなので次に進みます。次に抽出案件の審議に移ります。今回の抽出委員であります菊田委員から抽出理由の説明をお願いします。
委員	前回は中止となりましたので対象期間は1年間となりますが、審議時間のこともありますので案件は10件といたしました。その中で発注方法別に金額の大きなものを重視し、担当課や業種に偏りがないように抽出しました。また、これまで当会議に出席経験のない部署に説明していただく方が、緊張感が出て良いのではないかと考えそういった部署の工事も抽出しています。
委員長	それでは、順次事務局から説明願います。
契約検査課長	(抽出案件1の説明)
委員長	何か質問はございますか。

委員	導入するエアコンのメーカーや型番は市で指定しているのですか。
建築課主任	指定はしていません。仕様書に記載したエアコンと同等以上の能力があればどのメーカー・型番でも構わないこととしています。
委員	空調機器について市の積算価格とかなりの開きがあります。事業者からのヒアリングによると特段価格を下げたわけではないとのことでしたが、そうすると市の積算はどうだったのかということになりますので、この点は十分注意していただきたいと思います。
委員長	市ではエアコンのカタログ価格の55パーセントで積算しているとの説明がありましたが、55パーセントの根拠をお伺いします。
建築課主任	埼玉県積算基準を用いておりまして、積算基準では空調機器についてはカタログ価格に55パーセントの掛率を乗じて積算することとなっています。
委員	実際に導入したエアコンの能力に問題がないことは確認がとれていますか。
建築課主任	今回導入したエアコンは、仕様書に参考として記載したメーカー・型番のもので、能力に問題ないことは確認しています。
委員	低入札価格調査表の中で、市の積算よりも低いところが問題にされることが多いと思いますが、今回逆にかなり高いものもあるようです。この点はヒアリングしましたか。
建築課主任	低入札のヒアリング時には確認をしていませんが、実際に現場が始まったときに確認しました。今回の請負事業者は建築工事を下請けにお願いしており、下請け事業者が積算した金額を無理に下げることはしないということで、今回の差が出ているとのことでした。

契約検査課長	積算の内訳に差が出ることは多々ありますが、直接工事費全体を比較したときにそこまで差がなければ、市の積算と比べ高額になっていた項目があっても特に問題はないものと考えています。
委員	直接工事費、一般管理費、共通仮設費など単独で比較したときに差が開いているものは問題だけれども、今回のような細かい項目に差があるようなケースは問題としないということですね。
契約検査課長	事業者によって市が仕様書で示す項目ごとに積算していない場合もありますので、各項目における金額の差は仕方ない部分もあると考えています。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件1については以上といたします。続いて抽出案件2の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件2の説明)
委員長	何か質問はございますか。
委員	予定価格に対して全ての事業者がかなり低い金額で入札しているのですが予定価格はどのように積算していますか。
道路公園課主査	歩掛は埼玉県の標準積算基準を用いて積算しています。資材につきましては公表されている物価資料と見積りを併用しています。見積りを徴取したものは入札参加者に金額を示してしますので、積算能力が高い事業者であれば予定価格を再現することが十分可能な工事となっています。
委員	その上で入札金額が低いということは競争が激しいということですか。
道路公園課長	鋼構造物工事は、発注数量に対して事業者数が飽和気味であるということで、どの事業者も案件を受注する意欲が高いという

	業界の情勢があります。
契約検査課長	低入札のヒアリングの中でもそのような話がありました。
委員	低い金額で受注できる原因として機械化によって工数を削減しているという話がありましたけれどもどうということですか。
道路公園課長	基準による積算では、例えば橋桁の製作で曲線部分は直線部分の1.3倍の工数を要するといった積算していますが、この会社の技術力であれば曲線部分でも直線部分と同様の工数で製作できるとのことでした。
委員	そのことを市の積算にどう活かすかという課題があると思います。
委員長	その点いかがですか。
道路公園課長	基準によらずに積算するというのはなかなか難しいです。事業者に対して根拠を説明する必要もありますので、国や県の積算基準を用いることとなります。
委員長	工事の積算に関しどの程度市に裁量が認められるのでしょうか。
道路公園課長	過去にいわゆる歩切りを行っていたことがあります、その部分が市の裁量と言われていたこともありました。公共工事の品質確保の促進に関する法律が制定された現在では、積算基準に基づき算出された金額が適正な予定価格となります。
委員	落札者の金額を見ますと失格基準価格にかなり近い金額となっていますが、この点はいかがお考えですか。
道路公園課主査	先程もお答えしましたとおり、この工事については積算能力が高い技術者がいれば予定価格を再現することが可能な工事となっていますので、失格にならないようぎりぎりの金額で入札することは難しいことではないと考えます。

委員	予定価格が分かれば失格基準価格も分かるものなのですか。
契約検査課長	調査基準価格と失格基準価格の算定方法については事前に公表した上で入札を行っておりますので、予定価格が正確に算定できれば失格基準価格も算定できます。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件2については以上といたします。引き続き道路公園課の抽出案件5の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件5の説明)
委員長	質問はございますか。
委員	これだけの規模の工事について、参加事業者を市内業者に限って入札を行うことについては心配があります。
契約検査課長	本市では1,000万円から5,000万円までの工事については簡易公募型指名競争入札で参加事業者を市内事業者に限って入札を行っていますが、他市の状況を見ますと金額によらず市内事業者を優遇して入札を行っている市も多々あります。今回市内事業者の育成の観点から市内事業者を優遇する形で入札を行いました。このような入札を行うのは競争性が十分担保できる工事に限っており、今回の入札結果を見ますと競争性は十分保たれていると考えています。
委員	失格基準価格に近い金額での落札となっておりますが、がんばって積算した事業者が失格基準価格に満たない金額で間違えて入札してしまうこともあると思いますがその点はいかが考えますか。
契約検査課長	積算がしっかりできる事業者であればそのようなことはないと考えています。
委員長	先ほどの工事では積算に当たって必要な参考資料は大方示し

	<p>ているということでしたけれども、どの工事も同じように示しているのですか。</p>
道路公園課主査	<p>どの工事も同様に示しています。</p>
委員	<p>ということは事業者が工事を本気で受注したいと考えたときには失格基準価格ぎりぎりに入札することができて、後は利益の出し方をどう考えるかということですね。</p>
道路公園課主査	<p>そのとおりです。</p>
委員長	<p>その他質問がないようなので抽出案件5については以上といたします。引き続き教育総務課の抽出案件3の説明をお願いします。</p>
契約検査課長	<p>(抽出案件3の説明)</p>
委員長	<p>学校の駐車場の植栽を撤去して駐車台数を増やすための工事ということですが、どういった経緯でこの工事を行うこととなったのですか。</p>
教育総務課主幹	<p>学校の建設当時から駐車場の舗装の打換え等行っていませんでしたので、舗装の劣化が進んでおり修繕することとなりました。その中で学校からは、慢性的に駐車スペースが不足していて車路に駐車するようなこともあるといった話もありましたので、舗装の打換えに併せて駐車スペースも拡張することとしました。</p>
委員	<p>工事自体は一般的なものですよね。</p>
契約検査課長	<p>委員おっしゃるとおり一般的な工事であるため、この工事は参加促進型の簡易公募型指名競争入札の対象とし、できるだけ条件を付さずに入札を行いました。結果、普段あまり簡易公募型指名競争入札に参加していない事業者が落札者となり、競争性を高める取組が功を奏した入札となりました。</p>

委員長	その他質問がないようなので抽出案件3については以上といたします。引き続き資源循環推進課の抽出案件4の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件4の説明)
委員長	質問はございますか。
委員	入札結果を見ますと失格基準価格を下回る事業者がいる一方で、かなり高い金額で見積もって入札している事業者もいるのが気になります。工事の内容が特殊なものということはあるですか。
資源循環推進課長	特殊な植栽ではありませんので、一般的な造園工事だと思います。積算も埼玉県の歩掛と公表されている物価資料を使用していますので、市が積算した予定価格も適正であるという認識です。
委員	入札価格が予定価格と乖離していることについてどう考えますか。
資源循環推進課長	野芝の数量が多いため、金額を高く見積もっている事業者については、時期的に調達に関して安全を見ているのではないかと思います。
委員	金額を高く見積もっている事業者と失格となった事業者とで入札金額に2倍の差があるのは疑問に思います。造園工事の事業者は積算に慣れていないということはあるですか。
契約検査課長	土木工事を主に行っている事業者に比べますと違いはあるかと思えます。失格となった事業者については、造園工事の発注件数が極端に少ないので、造園工事業としての実績を挙げるために受注意欲がかなり高かったのではないかと思います。
委員長	前の案件では、積算に当たって必要な参考資料を仕様書として公表しているということでしたが、この工事についてはどのよ

	うな情報を提供しているのですか。
資源循環推進主幹	通常の工事と同様に仕様書を示しているほか、設計に当たっては建築工事の経費で積算を行っていること、植栽の内容及び図面を公表しています。
委員長	その同じ情報を得た上で積算にこれだけ大きな差が出るのは何が原因でしょうか。
資源循環推進課長	芝や植木の積算単価が市と異なることによるものと考えます。
委員	いずれにしても事業者が積算しやすい情報の提供に努めていただきたいと思います。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件4については以上といたします。休憩します。
	休憩 15 : 05
	再開 15 : 10
委員	再開します。引き続き水道工務課の抽出案件6の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件6の説明)
委員長	何か質問はありますか。
委員	これまでの案件は落札金額が低かったのですが、この案件は参加事業者3社とも予定価格に近い金額で入札しているので不自然に感じてしまいます。
契約検査課長	水道工事につきましては、資材価格の工事費に占める割合が高く落札率が高くなる傾向にあります。
水道工務課長	直接工事費の約3分の2以上は資材価格になります。

委員長	施工日数はどれくらいかかりますか。
水道工務課主査	約30日ほどです。
委員	工事の難易度はいかがですか。
水道工務課主査	特段難しい工事ではありません。
委員	事業者が努力して価格を下げる余地が少ないために予定価格に近い金額で入札しているということですね。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件6については以上といたします。続いて水道工務課の抽出案件8の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件8の説明)
委員	計器の更新は何年ごとに行うものですか。
水道工務課主任	15年から25年の間で交換することとしています。
委員	計器のメーカーは指定していますか。
水道工務課主任	メーカー指定はしていません。
委員	計器を製作しているメーカーはどの程度ありますか。
水道工務課主任	10社以上はあると思います。
委員	予定価格を下回っているのが1社だけですがこれをどう考えますか。
水道工務課主任	機器に係る経費の部分が見積金額の差が出る部分になります。仕様書では既存の水位計の能力を満たせばどのメーカーの機器でも良いように示していますので、機器の選定の差が入札金

	額の差になっていると考えます。
委員	機器の部分について市ではどのように積算していますか。
水道工務課主任	3社から見積りを徴取してその平均値を採用しています。
委員長	仕様書にはどのように記載しているのですか。
水道工務課主任	センサーや変換器など水位計の機能に必要な機器の性能を表記し、機器の交換部分を図示しています。
委員長	見積りを徴取した3社からはどのような仕様で見積りを徴取したのですか。
水道工務課主任	既存の水位計の仕様を示した上で見積りを徴取しています。
委員長	参考見積りの金額と入札額に差があるのは、参考とした3社の見積りが事業者によって仕様の解釈が異なることによるものではないかとも思えるのですが。
水道工務課主任	確かに参考見積りを徴取した3社の金額に差はありましたが、見積りを徴取するときには同様の仕様書を配布していますので、機器の選定の差によるものが大きいと考えています。
委員	入札参加者の中に見積りを徴取した事業者がいますか。
水道工務課主任	3社とも参加しており、それぞれ異なるメーカーの機器で見積もっています。
委員長	積算のために徴取した見積りの結果は事業者公表しているのですか。
水道工務課長	入札前には公表していません。
委員長	前の案件では機器の定価に掛率55パーセントを乗じて積算しているという話もありまして予定価格が適切であったかど

	うか、第3者からみて推測することが難しいのでいろいろお伺いしました。その他質問がないようなので抽出案件8については以上といたします。続いて資産経営課の抽出案件7の説明をお願いします。
契約検査課長	(抽出案件7の説明)
委員長	何か質問はありますか。
委員	1回目は不落だったようですが原因が分かりますか。
建築課主任	この工事を実施した時期が、各地で同様の自動水栓化工事を発注していた時期と重なったため、部材の価格が高騰していたことが考えられます。
委員	工事費の内訳としては機器が占める割合が高いのですか。
建築課主任	今回は洗面器ごと交換する工事となっております、洗面器や配管などの部材が内訳の大部分を占めています。
委員	ということは各社でそこまで入札金額に差が出るものでもないし、落札率は高めですけれども仕方がないのかなと思います。
委員長	機器についてはどのように積算していますか。
建築課主任	洗面器については、埼玉県の積算基準に基づきカタログ価格に45パーセントの掛率を乗じて積算しています。
委員	実際の作業はどれくらいかかりましたか。
資産経営課主査	交換作業は1日で完了しました。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件7については以上といたします。続いて下水道課の抽出案件9の説明をお願いいたします。

契約検査課長	(抽出案件 9 の説明)
委員	設備の更新頻度をお伺いします。
下水道課主査	5、6年で更新となりますが、受注生産となりますので全体としてそこまで頻繁にある工事ではありません。
委員	これまでの案件でもあったのですが、市の積算の項目どおりに積算しない事業者もあるようですが、市が仕様書を示してもそのようになってしまうのですか。
下水道課主査	今回市の積算については、機器については3社からの見積りにより、労務費については下水道協会の積算基準を根拠にしています。推測になりますけれども、事業者によってはその会社内のルールに基づき積算しているのではないかと思います。
委員	事業者によって積算する項目が異なった場合に、比較することができなくなるのではないかと思います。
下水道課主査	積算基準書にも、施工の方法が事業者によって異なる場合があることを設計する際に認識しておくべきだという趣旨が書かれていますので、市が設計した施工方法と異なる施工方法を事業者が採用した場合には、積算する項目が市の積算と異なってしまうこともあると思います。
委員	機器のメーカーは何社ありますか。
下水道課主査	何社あるかは把握していません。仕様書には既存の機器を示し、同等品可として発注しています。
委員長	どのようなメーカーがあるか調べないのですか。下水道施設があるのは飯能市だけではないので少し調べれば分かると思うのですが。
下水道課主査	陸上型のブロワーは多くありますが、水中型のものは珍しいタ

委員	<p>イブのものであるため数は少ないと思います。</p> <p>タイプは珍しいものであっても更新工事自体は一般的に行われるものなので、ここまで入札金額に差が出るのか疑問に思います。</p>
下水道課主幹	<p>事業者からの聞き取りでは、落札事業者はこの時手持ち工事がなく、どうしても受注したかったため経費を落としたとのことでした。</p>
委員長	<p>金額を高く見積もっている事業者についてはいかがですか。</p>
下水道課主幹	<p>入札時に提出させている工事費の内訳を見ますと機器費の部分に差が出ている状況です。</p>
委員	<p>最初の説明の中で、機器を現場で組み立てるという部分が完成品を用いることとしている発注仕様書と異なっているため、市の積算と大きな差が出た項目があったという説明があったのですが、この入札に参加した他社の場合はこの点どのようになっていますか。</p>
契約検査課長	<p>工事費の内訳を見ますと、市が選択した方法と異なり、どの事業者も現場での組み立てを想定して積算しているようです。</p>
委員	<p>市の積算と事業者の積算で考え方が違うようですが、今後この違いについてのすり合わせはできるのでしょうか。市の積算精度を上げるために必要なことだと思います。</p>
契約検査課長	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
委員長	<p>その他質問がないようなので抽出案件9については以上といたします。続いて抽出案件10の説明をお願いいたします。</p>
契約検査課長	<p>(抽出案件10の説明)</p>
委員長	<p>何か質問はありますか。</p>

委員	工事自体は一般的なものですか。
農業振興課主幹	既存の舗装を剥がして、アスファルト舗装を行う一般的なものです。
委員	それにしても予定価格を超過している事業者があるのが気になります。入札金額にバラツキがありますね。
委員長	積算はどのように行っていますか。
農業振興課主幹	埼玉県標準歩掛と単価表を用いて積算しています。
委員長	物価高の影響ということも考えられますが、予定価格を超過しているのはどのような要因が考えられますか。
農業振興課主幹	既に複数の現場を抱えている事業者については、受注意欲が低いためこのような結果になっているのかなと思います。
委員	入札を辞退した場合にペナルティはあるのですか。
契約検査課長	ペナルティはありませんが、事業者とすると今後の指名に影響があると考えているのかもしれませんが。
委員	入札の辞退によるペナルティがないことはしっかり周知した方が良いと思います。仮に受注する気がないのに入札しているとすれば、入札の透明性を疑われる原因となりかねません。
委員	くじ引きではなくて、同価格で入札した事業者に再度入札させて落札者を決定するというやり方はできないのですか。
契約検査課長	入札金額が同額だった場合、くじ引きにより落札者を決定することが法令で定められています。
委員長	その他質問がないようなので抽出案件10については以上といたします。

	<p>以上で、本日の定例会議で用意された案件の審議はすべて終了いたしました。今回の審議対象である令和3年7月から本年6月までの1年間における入札・契約手続の運用状況等について、本委員会として市に具申すべきことはございませんか。</p>
委員	<p>毎回申し上げていますが、官製談合の防止を徹底していただきたいと思っております。事業者との関係を十分注意してください。</p>
委員長	<p>官製談合については、未だに報道されることもありますので飯能市では決してないように努めてください。</p>
契約検査課長	<p>今後全庁的に行う研修も予定しておりますので、その中でも不正行為の排除について周知徹底してまいります。</p>
委員長	<p>積算について部署によって精度に差があるように思います。積算技術が高い部署を参考に丁寧な積算を心掛けていただくようお願いいたします。</p>
契約検査課長	<p>承知しました。</p> <p>次回抽出委員などの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回抽出委員は大松委員とする。 ・ 次回の委員会を、来年2月に開催予定。 ・ 抽出委員には12月末までの発注一覧表を1月の早い時期に届ける。 <p>それでは以上を持ちまして、第1回の定例会を閉会といたします。委員の皆様には長時間にわたりまして、慎重かつ厳正なご審議をいただき、大変ありがとうございました。</p>
<p>議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>令和4年 月 日</p> <p>議長の署名 _____</p>	

